平成２１年（フ）第６１３号
愛知県犬山市字東北野190番地１　11棟703
債務者　佐藤　礼子（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９９２２号
大阪府東大阪市吉田４丁目１番３号
債務者　石川　りえ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１１４号
大阪市城東区放出西２丁目13番８号
債務者　畠山ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３１号
大阪市都島区高倉町２丁目８番18号　シルキマンション301号
債務者　堤本　太一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２５２号
大阪市福島区大開２丁目17番27―408号
債務者　上青木　豊
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８号
大阪府東大阪市立花町17番７号
債務者　中野　　都
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６号
大阪府寝屋川市境橋町１番24号　米田ハイツ402
債務者　島内　京子（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目20番18号
債務者　横内てる子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７６号
大阪市大正区千島１丁目30番７号
債務者　西尾さと美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８号
大阪府門真市北巣本町34番２号
債務者　島田　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３号
大阪市住吉区山之内１丁目15番19号
債務者　原　　伸一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７号
大阪市住之江区浜口西３丁目11番22号　まつくらマンション403号
債務者　須﨑　　幸
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７号
大阪市平野区平野市町３丁目２番30号
債務者　竹渕　貞子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３号
大阪府門真市泉町１番１号
債務者　水橋　　章（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５号
大阪府寝屋川市打上宮前町５番１―908号
債務者　吉井　千鶴
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０号
大阪市城東区成育５丁目９番14号　共栄センタービル301
債務者　岩本　正恵
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３号
大阪府豊中市千成町２丁目４番25―201号
債務者　横手　俊雄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３０号
大阪市城東区新喜多東２丁目３番２―422号
債務者　松浦イツ子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部